

# 笠松競馬の信頼回復に向けて

～公正で公平な競馬を実現する新たな対策～

令和3年4月21日

岐阜県地方競馬組合

# 1 事実関係

---

今回発生した不適切事案の経緯については、笠松競馬不適切事案検討委員会の報告書を踏まえ、以下のとおり整理した。

## (1) 競馬法違反容疑事案について

令和2年6月20日に笠松競馬に所属する調教師1名及び騎手3名が競馬法第29条（勝馬投票券の購入等の制限）違反の疑いで、岐阜県警察による任意の事情聴取及び家宅捜索を受けた。（同4名は、その後引退。令和3年3月10日に同容疑等で岐阜地方検察庁へ書類送検され、同年3月29日に略式起訴された。）

本事案を受け、競馬組合では警察の捜査に全面的に協力するとともに、令和2年7月、きゅう舎関係者の法令遵守に対する意識改革及び規律の厳格化並びに監視体制の強化を柱とする「公正確保強化策」を策定し、再発防止及び一層の公正確保に向けて取り組んできた。

また、同年9月には、競馬組合で被疑者4名を除く全きゅう舎関係者117名から、馬券購入の有無等の聞き取り調査を面談により実施した。本調査では、馬券購入の事実は確認できなかった。

## (2) 所得の申告漏れ事案について

このような中、令和3年1月19日に、笠松競馬きゅう舎関係者ら約20人が、名古屋国税局から税務調査を受け、勝馬投票券の払戻金や人件費の水増し等で得た総額3億円を超える所得隠しを指摘され、修正申告を行った旨の疑義が発生した。

## (3) 第三者委員会の設置及びレース自粛の決定について

このため、競馬組合では、即日、競馬組合を構成する地方公共団体（岐阜県、羽島郡笠松町、同郡岐南町）の首長による笠松競馬構成団体首長会議を開催し、笠松競馬の第17回（同年1月19日～

22日)以降、事実関係が判明するまでレース開催の自粛を決定するとともに、第三者委員会として「笠松競馬不適切事案検討委員会」を設置して調査検証等を進めることを決定した。

#### (4) 第三者委員会の調査について

同年1月22日に弁護士及び税理士で構成する第三者委員会を設置し、本事案の真相究明や競馬の公正確保に向けた再発防止策の検討を開始した。

同委員会では、同年2月9日から3月18日までの間に延べ133名との面談・聞き取り調査を実施した。また、きゅう舎関係者110名から過去7年分の所得税の確定申告書類の写しをはじめとする税務関係資料を徴取し、調査、検証を行った。

これらの調査がまとめられ、同年3月31日に「笠松競馬における不適切な事案に関する報告書」が提出された。

#### (5) 判明した不正事実

本報告書により、調教師や騎手のグループでの騎乗する馬に関する情報提供・馬券購入、きゅう舎関係者による所得税の申告漏れのほか、セクシャルハラスメント（セクハラ）の常態化が認定された。

情報提供・馬券購入に関する不正を行った者は、元調教師・元騎手が4名であり、現役調教師・騎手が8名であった。

一方、所得税の申告漏れに関しては、所得の過少申告等の不正を行った者が5名であった。

また、セクハラについては、1名が関与していた。

## 2 問題点

---

今回の不適切事案発生の原因となった問題点は以下のとおりであり、これらへの対応が必要である。

### (1) きゅう舎関係者の法令遵守の意識・自覚の欠如

今回の不正には、多数が関与しており、きゅう舎関係者全体の法令遵守に対する意識欠如はもとより、自らが競走の公正に対する社会的な信頼の対象であるとの自覚が欠如していた。

### (2) 組合の怠慢

今回の不正のほとんどは、組合が定めているルールを厳正に運用すれば防ぐことができた事案であり、以下の点に問題があった。

#### ①組合の検査・監視不足

- ・調整ルーム入室時の通信機器の持ち込み検査が不徹底
- ・調整ルーム入室中や業務エリアの監視が不十分
- ・調整ルームからの外出が容易で、外出後の外部との連絡も容易

#### ②組織的なチェック機能の不足

- ・不正に対する内部統制・組織体制が不十分
- ・外部からの監視体制が不十分
- ・多くの者が不正を疑っていたが、安心できる通報先が未設置
- ・セクハラ相談に対する迅速な対応が不十分

## 3-1 きゅう舎関係者の処分

馬券購入を行ったグループの中心的役割を担った4名の者は、競馬関与禁止。また、情報提供に伴う金員の受領額・回数や所得税の申告漏れの額・年数に応じて8名を競馬関与停止。このほかの関係者は、指導監督不十分、セクハラ、不正行為報告義務違反により、調教停止、戒告・賞典停止または戒告とする処分を以下のとおり行う。

○きゅう舎関係者の処分者数 合計30名

※人物相関図は参考1を参照

(1) 競馬関与禁止：4名

内 訳：元調教師1名(②)、元騎手3名(③, ④, ⑤)

処分理由：長期間にわたりグループで馬券購入。本事案の中心的存在。

(2) 競馬関与停止：8名

<期間5年>

内 訳：調教師2名(①, ⑥) 騎手2名(⑦, ⑧)

処分理由：馬券購入グループに関わり馬券を購入。情報提供による金員を受領。

<期間2年>

内 訳：調教師1名(⑫)

処分理由：期間は短いが情報提供による金員を受領。3年間にわたる所得の申告漏れ。

<期間1年>

内 訳：騎手2名(⑨, ⑩)

処分理由：金額は比較的少ないが情報提供による金員を受領。

<期間6か月>

内 訳：騎手1名(⑪)

処分理由：期間が短く額も小さいが情報提供による金員を受領。

○刑事告発 2名 騎手2名(⑧, ⑩)

情報提供に伴う金員を受領した者のうち、公訴時効が成立していない者については、別途刑事告発を行う。

**(3) 調教停止：1名**

＜期間90日＞

内 訳：調教師1名(⑬) ※(4)と重複

処分理由：過去に注意を受けたにもかかわらずセクハラ行為を繰り返した。

※上記とは別にきゅう舎貸付不承認の処分を予定

**(4) 戒告・賞典停止：9名**

賞典停止：期間を定めて賞金の全部または一部を交付しない措置。  
事実上の減給処分。

＜期間34日＞

内 訳：調教師2名(⑬, ⑭)

処分理由：所得の過少申告。馬券買いの中心的存在であった騎手に対する指導監督不十分。

＜期間24日＞

内 訳：調教師2名(⑳, ㉑)

処分理由：所得の過少申告。競馬関与停止処分を受けた騎手に対する指導監督不十分。

＜期間30日＞

内 訳：調教師1名(⑮)

処分理由：馬券買いの中心的存在であった騎手に対する指導監督不十分。

＜期間20日＞

内 訳：調教師4名(⑯, ⑰, ⑱, ㉒)

処分理由：競馬関与停止処分を受けた騎手に対する指導監督不十分。

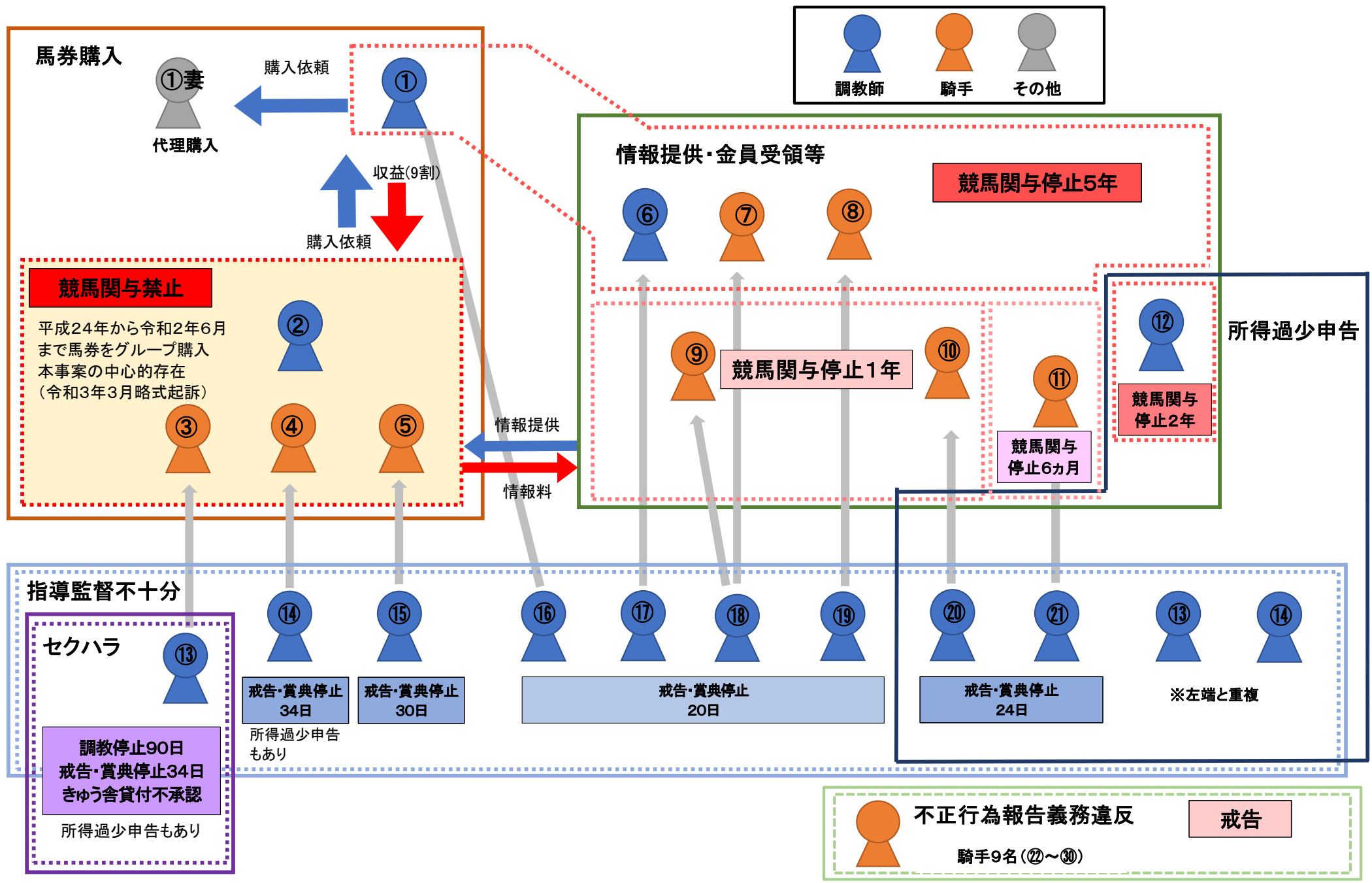
**(5) 戒告：9名**

内 訳：騎手9名(㉒～㉓)

処分理由：競馬の公正を害する行為等を知ったにもかかわらず報告を怠った。

# 笠松競馬不適切事案の関係者一覧

参考1



## 3-2 組合関係者の処分

---

組合の管理監督責任として競馬組合管理者等の幹部や、調整ルームの厳格な運用等を徹底しなかった担当職員及びその管理監督責任のあった職員を以下のとおり処分する。

### ○ 競馬組合職員の処分 処分者数 合計 21名

#### (1) 競馬法違反関連事案

##### ①管理者の処分 7名

管理者：2名 (H24～R1、R1～) 減給 1/10、3か月【相当】

- ・処分理由：本事案全体に係る管理者としての管理監督責任。

副管理者：1名 (H24～R2) 減給 1/10、2か月【相当】

- ・処分理由：本事案全体に係る副管理者としての管理監督責任。

副管理者兼管理者代行：3名 (H24～H25、H26～H28、H29～R1)  
減給 1/10、2か月【相当】

- ・処分理由：本事案全体に係る副管理者及び現場責任者としての管理監督責任。

副管理者兼管理者代行：1名 (R2～) 減給 1/10、1か月【相当】

- ・処分理由：本事案全体に係る副管理者及び現場責任者としての管理監督責任。

(なお、上記のほか、岐阜県地方競馬組合の構成団体の長である岐阜県知事についても減給 1/10、3か月【相当】とする。)

##### ②職員の処分 14名

事務局長 (H24～H28、H29)：2名 戒告【相当】

- ・処分理由：担当職員の管理監督責任 (発覚までの対応)。

事務局長 (H30～R2)：1名 戒告【相当】

- ・処分理由：担当職員の管理監督責任 (発覚までの対応) 及び発覚時の調査対応が不適切だった責任。



業務部長 (H24) : 1 名、業務課長 (H24~H26) : 1 名 訓告【相当】  
・ 処分理由 : 担当職員の管理監督責任 (発覚までの対応)。

業務課長 (H27~R2) : 1 名 訓告  
・ 処分理由 : 担当職員の管理監督責任。調整ルームのルールを徹底しなかった責任。制度の不備を改善しなかった責任。発覚時の調査対応が不適切だった責任。

業務課主任・主査 (H24~H30)、主事 (H30~R1)、主任 (R1)、  
主事 (R1~R2)、会計年度任用職員 (R2) : 5 名  
厳重注意(文書) 又は 同【相当】  
・ 処分理由 : 調整ルームのルールを徹底しなかった責任。制度の不備を改善しなかった責任。

保安課長 (R2) : 1 名 厳重注意(文書)【相当】  
・ 処分理由 : 担当職員の管理監督責任。発覚時の調査対応が不適切だった責任。

保安課会計年度任用職員 (R2) : 1 名、業務課会計年度任用職員  
(R2) : 1 名 厳重注意(口頭)【相当】  
・ 処分理由 : 発覚時の調査対応が不適切だった責任。

## (2) セクハラ事案 7名

事務局長 (H30~R2) : 1 名 厳重注意(文書)【相当】  
・ 処分理由 : 担当職員の管理監督責任。

保安課長 (H30~R2) : 1 名 厳重注意(文書)【相当】  
・ 処分理由 : セクハラ防止の主任職員としての責任。

業務課長 (H30~R2) : 1 名 訓告  
・ 処分理由 : 被害申告を受けたにもかかわらず、証拠の有無を確認するのみで行為者に対して積極的な事情の聴取・確認を行わなかった管理職責任。

業務課主査 (H30) : 1名、主任 (R1) : 1名、会計年度任用職員 (R2) : 1名 厳重注意(口頭) 【相当】

・ 処分理由 : セクハラ防止の主任職員としての責任。

業務課会計年度任用職員 (R2) : 1名 厳重注意(文書) 【相当】

・ 処分理由 : 被害申告を受けたにもかかわらず、証拠の有無を確認するのみで行為者に対して積極的な事情の聴取・確認を行わなかった主任責任。

**※処分内容のうち、(相当) について**

以下の者は、法律上又は事実上、懲戒処分の対象とすることができないため、仮に処分可能な者であった場合の処分量定を「相当」として示すもの。

- ①既に組合を退職している者(特別職非常勤職員として再雇用されている者を含む。)(理由 : 懲戒処分を行うには、法律上、非違行為時から処分時まで継続した任用関係があることが必要。)
- ②減給処分とすべきだが、組合から給与を支給していない者(理由 : 事実上減給をすることができない。)
- ③会計年度任用職員(理由 : 年度ごとに新たな職に任用されるものであり、非違行為時から処分時まででの任用関係に継続性がない。)

## 4 再発防止策の徹底

今後、同様の事案を発生させないために、以下の意識改革、監視強化、組織体制の強化の3つの観点から再発防止策を策定する。

### (1) 競馬関係者全体の意識改革

#### ①新たな研修会の開催等

##### <新たな研修会>

- ・きゅう舎関係者を指導する組合職員に対する法令遵守の研修会  
(R3 再開日までに第1回を開催)
- ・帳簿作成、必要費用を認識させる税務署等による研修会 (R3.6月  
末までに第1回を開催)
- ・きゅう舎関係者の同居親族に対する研修会 (R3.5月末までに第  
1回を開催)
- ・セクハラ撲滅に向けた研修会 (R3.再開までに第1回を開催)  
※全ての競馬関係者の参加を義務化

##### <研修会の内容拡充>

- ・警察や地方競馬全国協会等の外部講師による研修会の内容を拡  
充

研修会開催数：年1回 ⇒ 年4回

- ・法令遵守などについて説明する訓示会の内容を拡充

調教師 年12回 ⇒ 年21回

騎手 年4回 ⇒ 年21回

※研修内容に調整ルームの遵守事項等を追加

厩務員 対象外 ⇒ 年21回

#### ②確認書類の追加提出等

- ・過去5年分の所得課税証明書の提出を義務化
- ・競馬法等の規定を遵守する旨に加え、不必要な情報交換を行わな  
い旨の誓約書を全きゅう舎関係者から徴取

### ③きゅう舎関係者組織による自主的な取組み

- ・「きゅう舎専門部会」による自主的な研修会の開催や公正確保対策を策定

## (2) 組合の管理・監視の強化

### ①調整ルームの監視の強化

※調整ルーム：騎手が公正競馬を確保するため、外部との接触を一切絶ち体調を整えるため、レース開催前日から入室する施設

#### <新たな設備による監視の強化>

- ・監視カメラの増設により死角を排除

監視カメラ：0台⇒9台（R2.8）⇒29台〔見込み〕（R3再開時）

- ・携帯電話等通信機器の通信抑止装置を新設（設置済み）

#### <入室時の監視の強化>

- ・金属探知機による身体検査、手荷物検査を拡充

レース前日のみの検査（R2.8）⇒入室の都度の検査（R3再開以降）

- ・入室時間をネット馬券販売の開始時刻前に前倒し

レース開催前日入室時間：19:00 ⇒ 17:30

- ・入室後に通信機器が持ち込まれていないことを確認するため、1開催1人以上の抜き打ち検査を実施

#### <外出時の監視の強化>

- ・やむを得ない理由により、調整ルームから外出する場合には、理由・期間等を用紙に記入して申請させ、厳格な審査を実施
- ・やむを得ない外出時は警備員等の付き添いを義務化
- ・人の出入りが想定される場所に人感センサーを新設（R3再開までに設置）

## ②業務エリアの監視の強化

- ・騎手控室、調教師控室及び携帯電話等通信機器の使用可能エリアの監視カメラの増設による死角を排除

監視カメラ：16台⇒24台(R2.8)⇒29台〔見込み〕(R3再開時)

- ・無制限であった業務エリア内の携帯電話の使用可能エリアを2カ所に制限
- ・不正行為を抑止するため、競馬開催期間中における監視員による常駐監視を実施

調査員（警察官OB）：0名 ⇒ 1名(R2.8)  
業務エリア監視員：0名 ⇒ 2名(R2.8)

- ・調教師と騎手の待機エリア分離による接触機会を抑制
- ・勝ち馬投票券の購入を抑止するため、発売所にきゅう舎関係者の顔写真付き名簿を配備
- ・警備員による入場時の通行証携帯の確認を徹底

## ③ネットによる馬券購入の防止

- ・親族を含めたネット投票会員の加入状況を確認
- ・きゅう務員新規認定希望者のネット投票会員の該当の有無及び退会の確認を徹底

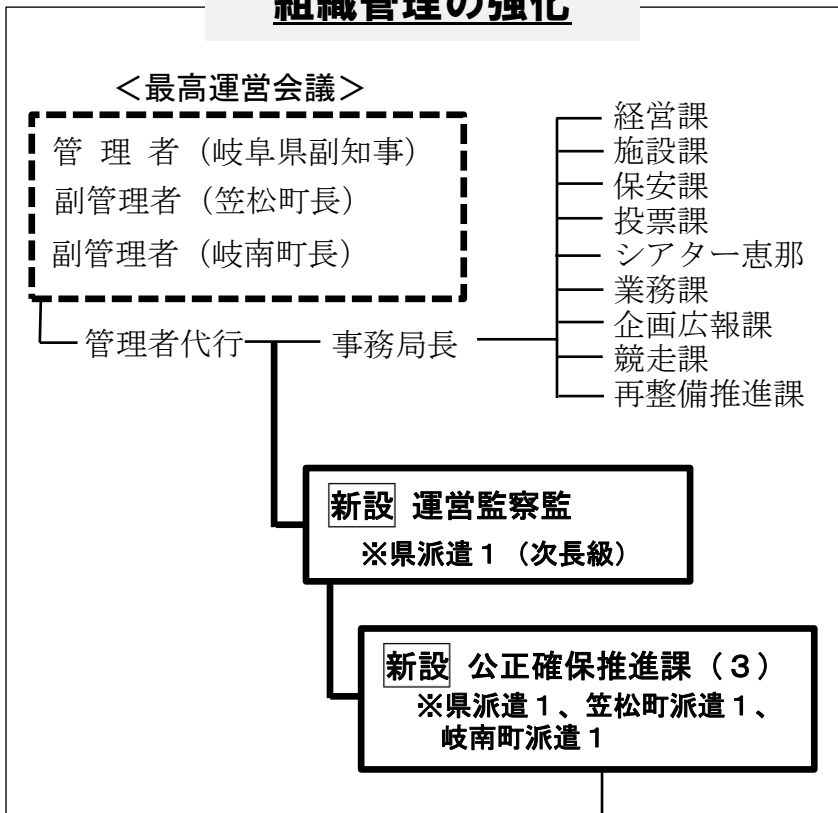
### (3) 組織体制の強化

※組織体制の強化については参考2を参照

- ・構成団体による笠松競馬全体の運営方針を決定する「最高運営会議」を新設 (R3 再開までに設置)
- ・内部の公正確保を担当する「運営監察監」を新設するとともに、各種公正確保施策を所管する「公正確保推進課」を新設 (R3 再開までに設置)
- ・外部有識者による「運営監視委員会」を新設し、外部から公正確保対策の取組状況の確認、分析、評価、指導を実施 (R3 再開までに設置)
- ・組合幹部職員による「公正確保対策推進会議」を新設し、内部から公正確保対策の推進、職員の意識向上・知識習得を促進 (R3 再開までに設置)
- ・競馬関係者が不正行為を容易に通報できる公益通報制度を新設するとともに、調騎会やきゅう務員共済会が不正情報を入手した場合は、速やかに組合と共有する仕組みを整備 (R3.5月末までに設置)
- ・広くお客様などからの意見を聴取するため、「(仮称) お客様目安箱」を場内各所に設置するとともに、ホームページにおける同様の投稿フォームや電話窓口を新設 (R3 再開までに設置)
- ・セクハラ専用の相談苦情処理窓口を新設するとともに、相談のあった場合には速やかに「公正確保対策推進会議」を開催し、迅速に対応できる体制を整備 (R3 再開までにルール化)

# 笠松競馬の公正確保に関する組織体制の強化について

## 組織管理の強化



新設

## 外部委員による統制

### 運営監視委員会

構成：弁護士、税理士  
及び有識者

役割：競馬組合及び関係団体における公正確保対策の取り組み状況の調査、分析及び評価並びに競馬組合への指導及び提言

## 対策の強化

新設

### 公正確保対策推進会議

座長：管理者代行、副座長：運営監察監  
構成：事務局長、各課長

役割：公正確保対策に関する取組みの確認及び推進、組合職員の意識向上及び知識習得の促進

その他：若手部会の設置

令和 2 年 7 月 設置

### きゅう舎専門部会

構成：岐阜県調騎会、岐阜きゅう務員共済会、競馬組合

役割：きゅう舎関係者の自主的な取り組みの検討、策定及び実施

平成 1 1 年 4 月 設置

### 関係団体連携会議

構成：競馬組合、(一社)岐阜県馬主会、岐阜県調騎会、岐阜きゅう務員共済会、笠松競馬場獣医師会、笠松競馬場装蹄師会、競馬保安協会

役割：関係団体相互間の連携強化、情報共有